指定有効期間等について

天理市上下水道局

現在、天理市から指定を受けられている給水装置工事事業者の方の指定有効期間等は次のとおりとなります。なお、指定更新手続きについては、その都度、通知文書によりお知らせいたします。

① 令和元年10月１日以降に指定を受けた者

指定日から５年間有効

② 令和元年10月１日以前に指定を受けた者

当初指定日に応じた下記の有効期限日および更新時期となります。

| 当初指定日 | 初回更新までの有効期限日 | 初回更新時期（予定） |
|---|---|---|
| 平成10年４月１日～平成11年３月31日 | 令和２年９月29日 | 令和２年７月頃 |
| 平成11年４月１日～平成15年３月31日 | 令和３年９月29日 | 令和３年７月頃 |
| 平成15年４月１日～平成19年３月31日 | 令和４年９月29日 | 令和４年７月頃 |
| 平成19年４月１日～平成25年３月31日 | 令和５年９月29日 | 令和５年７月頃 |
| 平成25年４月１日～令和元年９月30日 | 令和６年９月29日 | 令和６年７月頃 |

更新手続き完了後、それぞれの年の９月30日から５年間有効